

# 学校旅行総合保険

学校教育活動の一環として行う国内の修学旅行用



☆旅行中に児童、生徒等に生じた傷害・賠償損害及び、救援者費用について保険金をお支払いします。【旅行参加者条項】

☆旅行中に児童、生徒等が事故を被ったことにより、学校側が負担する緊急対応費用・賠償損害及び、弔慰金について保険金をお支払します。【学校条項】

## 【旅行参加者条項】

対象旅行	学年単位以上で実施される旅行
補償対象者	旅行参加者
補償期間	自宅を出てから自宅に戻るまで
加入単位	参加者全員（※添乗員は除きます。）
支払われる保険金	①傷害・②賠償責任・③救援者費用

(ご契約タイプ表)

ご契約タイプ		K	L	M
保険金額	死亡・後遺障害	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	入院特別	入院期間6ヶ月以上 10万円		
		入院期間3ヶ月以上6ヶ月未満 5万円		
		入院期間1週間以上1ヶ月未満 3万円		
保険料	個人賠償責任	5,000万円（自己負担額0円）		
	救援者費用	100万円	50万円	30万円
	日帰り	510円	345円	200円
	1泊2日	551円	372円	216円
(1名当り)	2泊3日	592円	399円	231円
	3泊4日	633円	428円	248円
	4泊5日	675円	456円	264円
	5泊6日	716円	483円	279円
	6泊7日	756円	511円	295円

## 【学校条項】

対象旅行	学年単位以上で実施される旅行
補償対象者	学校
補償期間	自宅を出てから自宅に戻るまで
加入単位	参加者全員（※添乗員は除きます。）
支払われる保険金	①学校緊急対応費用・②賠償責任・③弔慰費用

(ご契約タイプ表)

ご契約タイプ		W	X	Y
保険金額	学校緊急対応費用	100万円	50万円	30万円
	賠償責任 (自己負担額1万円)	(対人) 1名につき5,000万円／1事故につき10億円		
	(対物)	1事故につき5,000万円		
(1名当り)	弔慰費用	50万円	30万円	20万円
	日帰り	91円	53円	36円
	1泊2日	97円	56円	39円
	2泊3日	103円	58円	40円
	3泊4日	108円	62円	44円
	4泊5日	114円	66円	46円
	5泊6日	120円	68円	47円
	6泊7日	125円	72円	50円

※ 国内学校旅行に参加する生徒、引率する先生、付添い家族全員を対象として、学校で一括してご加入できます。

※ 旅行参加者ごとの保険金額は、全員同一額にてご加入してください。

## 生徒さんのための保険

## 学校旅行総合保険のご説明

		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害	死亡保険金	国内旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	①たとえば、次のような原因により生じたケガに対する保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、旅行参加者、保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺行為、犯罪行為 ③無資格運転、酒酔運転 ④脳梗塞、疾病、心神喪失 ⑤戦争、内乱、騒動（＊） ⑥放射能照射、放射能汚染 ⑦地殻、噴火、津波（国内旅行の場合に限ります。） ただし、②～④については、その旅行参加者の被ったケガに限ります。
	後遺障害保険金	国内旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。 (注)死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。ただし、後遺障害保険金を追加してお支払いする場合はこの限りではありません。	②次のケガに対する保険金をお支払いできません。 頭部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなど
	（追加支払）	既に後遺障害保険金をお支払いし、かつ、事故発生日からその日を含めて180日を経過した時点でその旅行参加者が生存している場合	既にお支払いした後遺障害保険金の50%の額の保険金をお支払いします。	など
害	入院特別保険金	国内旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、医師の指示に基づき入院した場合。ただし、自宅療養でも次の状態にあるときには、入院と同様の取り扱いをします。 ①両耳が全く聞こえない ②咀しゃくが全くできない ③言葉が全く理解れないなど	入院期間の区分に応じて、下記の金額をお支払いします。 ①入院期間6ヶ月以上とのとき 10万円 ②入院期間3ヶ月以上6ヶ月未満とのとき 5万円 ③入院期間1週間以上3ヶ月未満とのとき 3万円 ④入院期間1週間未満とのとき 1万円	たとえば、次のような原因により生じた船員責任に対する保険金をお支払いできません。 ①上記傷害の保険金をお支払いできない主な場合の①、②、③、④、⑤と同じ ②保険契約者は旅行参加者の故意 ③旅行参加者の職務遂行 ④航空機、船舶、車両、鉄道の所有、使用、管理
個人賠償責任保険金	国内旅行中にあって他人にケガをさせたり、他人のもの（レンタル業者より買収した旅行用品も含みます。）を壊したりして損害を与えた場合	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または紛糾を防止するために必要な有益な費用、緊急措置に要した費用等をお支払いできることがあります。 (注1)契約時に免責金額を定めた場合は、1回の事故ごとに、免責金額を自己負担していただきます。 (注2)免責金額の決定の際には、事前に弊社の承認が必要となります。	たとえば、次のような原因により生じた船員責任に対する保険金をお支払いできません。 ①上記傷害の保険金をお支払いできない主な場合の①、②、③、④、⑤と同じ ②保険契約者は旅行参加者の故意 ③旅行参加者の職務遂行 ④航空機、船舶、車両、鉄道の所有、使用、管理	
救援費用寄付金	国内旅行中に、 ①事故によって生死が確認できない場合 ②事故によって緊急な搜索、救助活動が必要なことが審査などにより確認された場合 ③ケガ、病気のため旅行中に死亡された場合、または医師の治療を受け、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合	保険契約者、旅行参加者およびその法定相続人が支出した次の費用を救援費者等保険金額の範囲内でお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救援員・親族等送還費用 ③現地までの往復分の交通費 ○現地および現地までの行程における宿泊施設の客室料 ④船舶手荷料 ⑤現地からの移送費用 ⑥精査費用（旅行参加者が予定された交通機関を使用できず、住居へ帰るのに支払った追加運賃をいいます。） ⑦賃借費（救援者の現地での交通費、電話料等通信費、遺体処理費などで旅行参加者1名につき、合計で国内旅行の場合は3万円を限度とします。）	たとえば、次のような原因により生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。 上記傷害の保険金をお支払いできない主な場合の①、②、③、④、⑤および⑥と同じ。ただし、⑦の②、③、については、その旅行参加者にかかる費用に限ります。	

## 学校のための保険

		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
学校緊急対応費用保険金	国内旅行中に旅行参加者が ①事故によって生死の確認ができない場合 ②事故によって緊急な搜索、救助活動の必要なことが審査などにより確認された場合 ③ケガ、病気のため旅行中に死亡された場合、または医師の治療をうけ、その後に予定していた旅行が全く不可能となった場合	学校（被保険者）が負担した次の費用をお支払いします。ただし、ご契約時に定めた被災者1名あたりの学校緊急対応費用保険金額を限度とします。 ①捜索救助費用 ②救援員・親族等送還費用 ③現地までの往復分の交通費 ○現地および現地までの行程における宿泊施設の客室料 ④船舶手荷料 ⑤現地からの移送費用 ⑥精査費用（学校が営んだ場合に限ります。） ⑦賃借費（救援者の現地での交通費、電話料等通信費、遺体処理費などで、旅行参加者1名につき、合計で国内旅行の場合は3万円を限度とします。）	たとえば、次のような原因により生じた事故に対する保険金をお支払いできません。 ①被災者の故意または重大な過失 ②被災者の故意または重大な過失 ③被災者のけんか、自殺行為、犯罪行為 ④被災者の無資格運転、酒酔運転 ⑤戦争、内乱、騒動（＊） ⑥放射能照射、放射能汚染 ⑦地殻、噴火、津波（国内旅行の場合に限ります。） ただし、②～④については、その被災者に関する費用に限ります。	
賠償責任保険金	国内旅行中の教職員の不注意による事故に起因して、児童・生徒もしくは第三者の身体に障害を与えたときは財物に損害を与えたことにより、学校が法律上の賠償金を負担した場合	学校（被保険者）が負担した賠償金などをお支払いします。ただし、対人事故の場合は1名・1事故あたり、対物事故の場合は1事故あたりにについて、ご契約時に定めた賠償責任保険金額を限度とします。 (注)対人事故、対物事故とも、1回の事故ごとにご契約時に定めた免責金額を自己負担していただきます。	たとえば、次のような原因により生じた損害賠償に対する保険金をお支払いできません。 ①上記、学校緊急対応費用の保険金をお支払いできない主な場合の①、②、③、④、⑤と同じ ②保険契約者は被保険者の故意 ③被保険者の所有する不動産の所有、使用、管理 ④航空機、船舶、車両、鉄道の所有、使用、管理	
用意費用保険金	①旅行参加者の国内旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故発生日から180日以内に死亡された場合または旅行中に病気によつて死んだ場合 ②旅行参加者が国内旅行の開始から旅行終了48時間までに経過するまでの間に発病し、かつ、医師の治療を受け、旅行終了後30日以内に死亡された場合（旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。） ③旅行参加者が国内旅行中に感染した特定の伝染病によって、旅行終了後30日以内に死亡された場合（「特定の伝染病」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回归熱、黄熱、鼠疫急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、頸口虫（かのこうちゆう）、ウエストナイル熱、リックリルズ病、スカイダイビング、ハングルクライアタ活水、その他これらに類する危険な伝染病） ④次の運動を行っている間の事故については、所定の割増保険料をお支払いいただきたい場合、学校緊急対応費用保険金のお支払い額が削減されます。（山岳登山はん）とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークランク）、スカイダイビング、ハングルクライアタ活水、その他これらに類する危険な運動） (※)「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されているため、テロ行為によるケガ・損害賠償責任などは除きます。	学校（被保険者）が支払った弔慰金をお支払いします。ただし、被災者1名について、ご契約時に定めた弔慰費用保険金額を限度とします。	たとえば、次のような原因により生じた弔慰金に対する保険金をお支払いできません。 ①上記、学校緊急対応費用の保険金をお支払いできない主な場合の①～⑦と同じ。ただし、⑧の②～④については、その被災者に支払われる弔慰費用保険金に限ります。 ②専門病院（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなど	

■ご注意  
 ①「被災者」とは、事故にあったり、病気になった旅行参加者をいいます。  
 ②「旅行中」とは、保険期間中の午後12時までに旅行参加者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中のことをいいます。  
 ③旅行参加者が保険期間中の午後12時までに住居に到着を予定されていたにもかかわらず、交通機関の遅延、ケガや病気に対する医師の治療などのために帰着が遅延した場合には、保険責任の終期は自動的に12時を超過して保険として該当されません。  
 ④旅行参加者用保険料に記載する「ケガ」には、有刺カスまたは有刺物による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。  
 ⑤次の運動を行っている間の事故については、所定の割増保険料をお支払いいただきたい場合、学校緊急対応費用保険金のお支払い額が削減されます。（山岳登山はん）とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークランク）、スカイダイビング、ハングルクライアタ活水、その他これらに類する危険な運動）  
 (※)「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されているため、テロ行為によるケガ・損害賠償責任などは除きます。

(取扱代理店)

株式会社 湯 旅

埼玉県川越市新富町1-17-6 ㈹049-224-1251

(引受保険会社)

朝日火災海上保険株式会社・さいたま支店営業課

埼玉県さいたま市大宮区宮町1-38-1 ㈹048-644-7744